

佐賀県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則をここに公布する。

令和元年12月6日

佐賀県人事委員会委員長 中野哲太郎

佐賀県人事委員会規則第12号

佐賀県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年佐賀県条例第18号。以下「条例」という。)第24条の3の規定に基づき、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に掲げる者(以下「第1号会計年度任用職員」という。)及び同項第2号に掲げる者(以下「第2号会計年度任用職員」という。)の勤務時間、休暇等に関する基準を定めるものとする。

(勤務時間の基準)

第2条 第1号会計年度任用職員の勤務時間の基準は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分に満たない範囲内とする。

(週休日及び勤務時間の割振りの基準)

第3条 第1号会計年度任用職員の週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)の基準は、1週間につき2日以上とする。

2 第1号会計年度任用職員の勤務時間の割振りの基準は、1日につき7時間45分を超えない範囲内とする。

3 第2号会計年度任用職員の週休日及び勤務時間の割振りについては、条例の適用を受ける常勤の職員(以下「常勤職員」という。)の例によることを基準とする。

第4条 公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のある第1号会計年度任用職員又は第2号会計年度任用職員については、前条の規定によらないことができる。ただし、この場合の第1号会計年度任用職員又は第2号会計年度任用職員の週休日及び勤務時間の割振りについては、条例の適用を受ける短時間勤務職員(条例第2条第3項に規定する再任用短時間勤務職員及び同条第4項に規定する任期付短時間勤務職員をいう。以下「短時間勤務職員」という。)又は常勤職員の例によることを基準とする。

(勤務時間、週休日及び勤務時間の割振りの例外)

第5条 労働基準法(昭和22年法律第49号)第41条第3号の規定により監視又は断続的労働に係る許可(宿日直に係るものを除く。)を受けた第1号会計年度任用職員又は第2号会計年度任用職員については、第2条から前条までの規定によらないことができる。

(週休日の振替等の基準)

第6条 第1号会計年度任用職員又は第2号会計年度任用職員に対し、第3条第1項若しくは第3項、第4条又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合の週休日の振替又は4時間の勤務時間の割振り変更(以下「週休日の振替等」という。)については、短時間勤務職員又は常勤職員の例によることを基準とする。ただし、週休日の振替等を行うことができる期間は、勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする4週間前の日から当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする8週間後の日までの期間の範囲内とする。

(休憩時間の基準)

第7条 第1号会計年度任用職員又は第2号会計年度任用職員の休憩時間については、短時間勤務職員又は常勤職員の例によることを基準とする。

2 職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要により、前項の休憩時間を一齐に与えないことができる第1号会計年度任用職員又は第2号会計年度任用職員の休憩時間については、短時間勤務職員又は常勤職員の例によることを基準とする。

(正規の勤務時間以外の時間における勤務の基準)

第8条 第1号会計年度任用職員又は第2号会計年度任用職員の第2条から第6条までの規定による勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)以外の時間における勤務については、短時間勤務職員又は常勤職員の例によることを基準とする。

(時間外勤務代休時間の基準)

第9条 第1号会計年度任用職員又は第2号会計年度任用職員の時間外勤務代休時間(時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間をいう。)については、短時間勤務職員又は常勤職員の例によることを基準とする。

(早出遅出勤務の基準)

第10条 第2号会計年度任用職員の早出遅出勤務(始業及び終業の時刻をあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。)については、常勤職員の例によることを基準とする。

(育児又は介護を行う会計年度任用職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限の基準)

第11条 育児又は介護を行う第1号会計年度任用職員又は第2号会計年度任用職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限については、短時間勤務職員又は常勤職員の例によることを基準とする。

(休日及び休日の代休日の基準)

第12条 第1号会計年度任用職員又は第2号会計年度任用職員の休日及び休日の代休日については、短時間勤務職員又は常勤職員の例によることを基準とする。

(年次休暇の基準)

第13条 第1号会計年度任用職員又は第2号会計年度任用職員の年次休暇の基準は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

(1) 第1号会計年度任用職員であって次に掲げるものが、任用の日から起算して6月間継続勤務し、当該期間において全勤務日の8割以上出勤した場合 任用の日から起算して6月を超えた日(以下「6月経過日」という。)から起算して1年を経過する日までの期間において10日

ア 1週間の勤務日が5日以上とされている者

イ 1週間の勤務日が4日以下とされている者で1週間の勤務時間が29時間以上であるもの

ウ 週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が217日以上であるもの

(2) 前号に掲げる者が、任用の日から起算して1年6月以上継続勤務し、6月経過日から1年ごとに区分した各期間(以下「算定期間」と

いう。)において全勤務日の8割以上出勤した場合 それぞれの算定期間の直後の1年間において、10日に別表第1の左欄に掲げる6月経過日から起算した継続勤務期間の区分に応じ、同表の右欄に掲げる日数を加算した日数

(3) 第1号会計年度任用職員であって次に掲げるものが、任用の日から起算して6月間継続勤務し、当該期間において全勤務日の8割以上出勤した場合又は任用の日から起算して1年6月以上継続勤務し、算定期間において全勤務日の8割以上出勤した場合 6月経過日から起算して1年を経過する日までの期間又はそれぞれの算定期間の直後の1年間において、別表第2の左欄に掲げる1週間の勤務日又は1年間の勤務日の勤務日数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる任用の日から起算した継続勤務期間の区分ごとに定める日数

ア 1週間の勤務日が4日以下とされている者(1週間の勤務時間が29時間以上である者を除く。)

イ 週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が48日以上216日以下であるもの

(4) 第2号会計年度任用職員として任用された場合 任用の日から1年ごとに区分した各期間において、別表第3の左欄に掲げる任用の日から起算した継続勤務期間の区分に応じ、同表の右欄に掲げる日数

2 年次休暇(この項の規定により繰り越されたものを除く。)は、20日を限度として、当該年次休暇が付与された期間の直後の1年間に繰り越すことができる。

(年次休暇以外の休暇の基準)

第14条 第1号会計年度任用職員又は第2号会計年度任用職員の年次休暇以外の有給休暇の基準は、別表第4の左欄に掲げる事由の区分に応じ、同表の右欄に掲げる期間又は日数とする。

2 第1号会計年度任用職員又は第2号会計年度任用職員の年次休暇以外の無給休暇(次条及び第16条に規定する休暇を除く。)の基準は、別表第7の左欄に掲げる事由の区分に応じ、同表の右欄に掲げる期間又は時間とする。

(介護休暇の基準)

第15条 要介護者(条例第7条の2第4項に規定する者をいう。以下同じ。)の介護をするため介護休暇を請求できる第1号会計年度任用職員又は第2号会計年度任用職員の基準は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 介護休暇の請求時点において、1週間の勤務日が3日以上とされている第1号会計年度任用職員若しくは週以外の期間によって勤務日が定められている第1号会計年度任用職員で1年間の勤務日が121日以上であるもの又は第2号会計年度任用職員

(2) 任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に引き続き在職した期間が1年以上である者

(3) 当該請求において、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して93日を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)の指定を希望する期間の初日から起算して93日を経過する日から6月を経過する日までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない者

2 介護休暇の期間の基準は、指定期間内において必要と認められる期間とする。

(介護部分休暇の基準)

第16条 要介護者の介護をするため介護部分休暇を請求できる第1号会計年度任用職員又は第2号会計年度任用職員の基準は、次の各号のい

ずれにも該当する者とする。

(1) 初めて介護部分休暇の承認を請求する時点において、1週間の勤務日が3日以上とされている第1号会計年度任用職員若しくは週以外の期間によって勤務日が定められている第1号会計年度任用職員で1年間の勤務日が121日以上であるもの又は第2号会計年度任用職員

(2) 1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日がある者

(3) 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である者

2 介護部分休暇の時間の基準は、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日につき2時間（当該第1号会計年度任用職員又は第2号会計年度任用職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じて得られた時間が2時間を下回る場合は、当該減じて得られた時間）を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

（勤務時間、休暇等の基準についての特例）

第17条 任命権者は、第1号会計年度任用職員又は第2号会計年度任用職員のうち、国等において勤務時間、休暇等について統一的な基準が定められている者については、当該基準によることができる。

（その他の事項）

第18条 この規則に規定するもののほか、第1号会計年度任用職員又は第2号会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関し必要な事項を定める場合には、短時間勤務職員又は常勤職員との均衡を考慮しなければならない。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第13条関係）

6月経過日から起算した継続勤務期間	日数
1年	1日
2年	2日
3年	4日
4年	6日
5年	8日
6年以上	10日

別表第2（第13条関係）

勤務日数		任用の日から起算した継続勤務期間						
1週間の勤務日	1年間の勤務日	6月	1年6月	2年6月	3年6月	4年6月	5年6月	6年6月以上
1日	48日から72日まで	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日
2日	73日から120日まで	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
3日	121日から168日まで	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
4日	169日から216日まで	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日

別表第3（第13条関係）

任用の日から起算した継続勤務期間	日数
1年未満	10日
1年	11日
2年	12日
3年	14日
4年	16日
5年	18日
6年以上	20日

別表第4（第14条関係）

事由	期間又は日数
1 第1号会計年度任用職員又は第2号会計年度任用職員が夏季における心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実を図るために請求した場合	次に掲げる者の区分に応じて、それぞれ次に掲げる期間 (1) 1週間の勤務日が3日以上とされている第1号会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている第1号会計年度任用職員で1年間の勤務日が121日以上であるもの7月1日から9月30日までの期間内であって、別表第5の左欄に掲げる1週間の勤務日又は1年間の勤務日の勤務日数の区分に応じ、同表の右欄に掲げる日数の範囲内の期間

	(2) 第2号会計年度任用職員 7月1日から9月30日までの期間内であって、原則として連続する3日の範囲内の期間
2 第1号会計年度任用職員又は第2号会計年度任用職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合	その都度必要と認める期間
3 第1号会計年度任用職員又は第2号会計年度任用職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署に出頭する場合	その都度必要と認める期間
4 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）又は狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）による交通の制限又は遮断が行われた場合	その都度必要とする期間
5 地震、水害、火災その他の災害により交通が遮断され、又は途絶した場合	その都度必要と認める期間
6 地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、第1号会計年度任用職員又は第2号会計年度任用職員が勤務しないことが相当であると認められるとき。 (1) 第1号会計年度任用職員又は第2号会計年度任用職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該第1号会計年度任用職員又は第2号会計年度任用職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。 (2) 第1号会計年度任用職員又は第2号会計年度任用職員及び当該第1号会計年度任用職員又は第2号会計年度任用職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該第1号会計年度任用職員又は第2号会計年度任用職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。	7日を超えない範囲内でその都度必要と認める期間
7 交通機関の事故その他やむを得ない事由に基づく事故が発生した場合	その都度必要と認める期間
8 第1号会計年度任用職員又は第2号会計年度任用職員が親族の喪に服する場合	別表第6の左欄に掲げる死亡した者の区分に応じ、同表の右欄に掲げる日数

9 第1号会計年度任用職員又は第2号会計年度任用職員が婚姻をする場合	7日
------------------------------------	----

別表第5（第14条関係）

勤務日数		日数
1週間の勤務日	1年間の勤務日	
3日	121日から168日まで	1日
4日	169日から216日まで	2日
5日以上	217日以上	3日

備考 この表の「5日以上」には、1週間の勤務日が4日以下で1週間の勤務時間が29時間以上である場合を含むものとする。

別表第6（第14条関係）

死亡した者		日数
配偶者		10日
血族	父母	7日
	子	5日
	祖父母	3日
	孫	1日
	兄弟姉妹	3日
	伯叔父母	1日
姻族	父母	3日
	子	1日
	祖父母	1日
	兄弟姉妹	1日
	伯叔父母	1日

備考 この表において「配偶者」又は「子」とは、条例第7条の2第1項に規定する配偶者又は子とする。

別表第7（第14条関係）

事由	期間又は時間
----	--------

1 8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である女子の第1号会計年度任用職員又は第2号会計年度任用職員が請求した場合	医師又は助産師の証明書等に基づき、出産の日までの請求した期間
2 女子の第1号会計年度任用職員又は第2号会計年度任用職員が出産した場合	医師又は助産師の証明書等に基づく出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間
3 生後満2年に達しない子を育てている第1号会計年度任用職員又は第2号会計年度任用職員がその子を保育するために請求した場合	1日につき、2回を超えず、かつ、合計90分を超えない範囲（男子の第1号会計年度任用職員又は第2号会計年度任用職員にあっては、1日につき、2回を超えず、かつ、合計90分以内で条例第21条第2項に規定する期間を超えない範囲）内の期間
4 6月以上継続勤務している職員であって次に掲げるものが養育する中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）の看護（負傷し、若しくは疾病にかかった子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして条例第22条第5号に規定する子の世話をを行うことをいう。）を行う場合 (1) 1週間の勤務日が3日以上とされている第1号会計年度任用職員 (2) 週以外の期間によって勤務日が定められている第1号会計年度任用職員で1年間の勤務日が121日以上であるもの (3) 第2号会計年度任用職員	一の年度において5日（子が2人以上の場合にあっては、10日）を超えない範囲内でその都度必要と認める期間
5 6月以上継続勤務している職員であって4の(1)から(3)のいずれかに該当するものが要介護者の介護その他の条例第22条第6号に規定する世話をを行う場合	一の年度において5日（要介護者が2人以上の場合にあっては、10日）を超えない範囲内でその都度必要と認める期間
6 女子の第1号会計年度任用職員又は第2号会計年度任用職員が生理日の勤務が著しく困難として請求した場合	2日を超えない範囲内の期間
7 妊娠中又は産後1年以内の女子の第1号会計年度任用職員又は第2号会計年度任用職員が母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受けるために請求した場合	次に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ次に定める回数（当該保健指導又は健康診査を行う医師等に特別の指示を受けた場合には、いずれの区分についてもその指示された回数）で、1回につき1日の正規の勤務時間の範囲内で必要と認められる時間

	<ul style="list-style-type: none"> (1) 妊娠満23週までの期間 4週間に1回 (2) 妊娠満24週から満35週までの期間 2週間に1回 (3) 妊娠満36週から出産までの期間 1週間に1回 (4) 産後1年までの期間 1年間に1回
8 妊娠中の女子の第1号会計年度任用職員又は第2号会計年度任用職員が交通機関を利用して通勤している場合において、その交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があるとして請求した場合	正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日につき1時間を超えない範囲内でそれぞれ必要と認められる時間
9 妊娠中の女子の第1号会計年度任用職員又は第2号会計年度任用職員がつわりのため勤務することが困難として請求した場合	7日を超えない範囲内で必要と認められる期間
10 第1号会計年度任用職員又は第2号会計年度任用職員が公務により負傷し、又は疾病にかかり任命権者が公務災害と認定した場合	医師の証明書等に基づき最小限度必要と認める期間
11 6月以上の任期が定められている第1号会計年度任用職員若しくは第2号会計年度任用職員又は6月以上継続勤務している第1号会計年度任用職員若しくは第2号会計年度任用職員(週以外の期間によって勤務日が定められている第1号会計年度任用職員で1年間の勤務日が47日以下であるものを除く。)が公務によらない負傷又は疾病にかかり勤務することができない場合	<p>一の年度において医師の証明書等に基づき、次に掲げる者の区分に応じて、それぞれ次に掲げる期間</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 第1号会計年度任用職員 別表第8の左欄に掲げる1週間の勤務日又は1年間の勤務日の勤務日数の区分に応じ、同表の右欄に掲げる日数の範囲内で最小限度必要と認める期間 (2) 第2号会計年度任用職員 10日の範囲内で最小限度必要と認める期間
12 第1号会計年度任用職員又は第2号会計年度任用職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢 ^{しやう} 血幹細胞移植のための末梢 ^{しやう} 血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢 ^{しやう} 血幹細胞移植のため末梢 ^{しやう} 血幹細胞を提供する場合	当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のためその都度必要と認める期間

備考 この表において、「子」又は「配偶者」とは、条例第7条の2第1項に規定する子又は配偶者とする。

別表第8（第14条関係）

勤務日数		日数
1週間の勤務日	1年間の勤務日	
1日	48日から72日まで	1日
2日	73日から120日まで	3日
3日	121日から168日まで	5日
4日	169日から216日まで	7日
5日以上	217日以上	10日

備考 この表の「5日以上」には、1週間の勤務日が4日以下で1週間の勤務時間が29時間以上である場合を含むものとする。